

再録解説

越智信也

『古文書返却の旅』第四章 海の領主——二神家と二神島——網野善彦

日本常民文化研究所と愛媛県二神島との関係やこれまでの調査・研究の経過については、本書の「瀬戸内海二神島を中心とする日本常民文化研究所の調査・研究の軌跡」（田上繁）に詳しい記述があり、ご参照いただきたい。ここではいくらか重複する部分もあるが、必要と思われる点について解説を付しておきたい。

『古文書返却の旅』第四章 海の領主——二神家と二神島——は、月刊誌「中央公論」誌上に一九九八年七月より連載された「古文書返却始末記」の第4回目として掲載された。連載終了後、『古文書返却の旅』と題名を改めて中公新書の一冊として刊行されている。同書は、網野が若いころに関わって、その後の研究者としての形成に大きな影響を与えた「漁業制度資料調査保存事業」の顛末と、その事業の折に借用したまま残されていた古文書を、数十年を経て持主に返却に赴く「旅」の様子を記したものである。

「漁業制度資料調査保存事業」は、一九四九年十月より、水産庁の委託を受けた日本常民文化研究所が、東京月島にあった東海区水産研究所の一室（月島分室）を拠点に、全国に散在する漁業・漁村関係資料の収集・整理・保存を企図して進められた。網野善彦は一九五〇年四月より本事業を担う所員として、月島分室に入所した。

この事業を主導していたのは、戦前に竜門社という渋沢栄一顕彰事業を行う団体で、資料集編纂に携わっていた宇野脩平である。戦中には軍の徴収を受けてシベリアに派遣、終戦後そのまま当地で抑留生活を余儀なくされ、帰国後政府の外郭団体である水産研究会や文部省が主導した「近世庶民資料調査委員会」の一員として活動していた。戦後、これらの政府関連の諸活動は、終戦直後の幣原喜重郎内閣で大蔵大臣を担っていた日本常民文化研究所の創立者渋沢敬三の肝いりによるものである。

網野は一九五〇年に入所し、一九五五年に事業から離れて都立北園高校に職を得るまでの五年ほどの間に、福井の小浜周辺、和歌山の日高郡周辺、茨城の霞ヶ浦・北浦、そして瀬戸内海二神島に資料採訪のた

めの調査に出かけている。戦後直後の一九五〇年代は、一九六〇年代以降に盛んになる自治体史の編纂も未だ始まっておらず、一般漁家や漁協に保管されているような「庶民史料」を研究材料とする考え方が、歴史研究者の間でも一般化していなかった。そのような意味で、渋沢敬三の戦前の『豆州内浦漁民資料』の編纂・刊行や戦後の「近世庶民史料調査委員会」の活動は先駆的な意味をもっていた。

網野が二神島を河岡武春とともに訪れたのは一九五四年八月のことである。第四章では、この時の二神島の印象と、一九八二年に再訪した時の印象の違いについて語っている。このような網野の記述は『古文書返却の旅』全体に見られるが、その間の大きな社会変化、すなわち高度経済成長を経た日本の姿についての記録ともなっている。

網野は初訪の折の前後の経緯や、二神島で「二神家文書」と出会い、その魅力に動かされた様子や、二神家の当時のご当主、二神司朗氏の案内で、二神島の属島といわれた由利島に渡った様子を活写している。史料探訪が現地の方々や史料との出会いによってのみ果されることが伝わってくる。三十年を経て、様々な要因が重なって未返却となっていた同家文書の返却を果した網野は、この文書に示されている世界を世に知らせることに強い責任を感じる。この網野の「想い」こそが、その後の研究所の長きにわたる総合調査の継続につながったことは間違いない。

なお、再録にあたっては、以下のような記述方法を取った。

- (1) 新たに設けた注については、文中に〈*〉で示した。
- (2) 原本掲載の二神島周辺地図および写真は割愛した。

「共同漁業権への依存度に関する調査―愛媛県温泉郡二神島―」河岡武春・網野善彦

現在、本研究所に『共同漁業権への依存度に関する調査』と題されたガリ版刷りの二六四頁ほどの冊子が保存されている。商業媒体として発行されたものではなく、役所が刊行するいわゆる「白表紙本」の装丁で、編著者は伊豆川浅吉、冒頭の「序」に昭和三一（一九五六）年四月とあるだけで奥付を欠いているため、正確な刊行年は不明である。次にその目次を掲げる。

共同漁業権への依存度に関する調査

目次

第一 北海道釧路郡昆布森

相原良一／秋田俊一

第二	北海道留萌市	清光照夫／二野瓶徳夫
第三	兵庫県揖保郡御津町室津	見原梅夫／大津昭一郎
第四	愛媛県温泉郡二神島	河岡武春／網野善彦
第五	大阪市住吉区南加賀屋町及び貝塚市脇の浜	伊豆川浅吉
第六	東京湾内川崎市漁業部落	伊豆川浅吉
第七	結論	

なお、上記の河岡武春の名前が、ガリ版刷りの本では「河岡武夫」と誤記されている。

本書に掲載した「共同漁業権への依存度に関する調査―愛媛県温泉郡二神島―」は、上記の白表紙本の「第四」部分を抜き出したものである。

編著者の伊豆川浅吉が執筆した冒頭の「序」によると、本書は「昭和二十九年水産庁より『共同漁業権の性格に関する研究』を委嘱され」た伊豆川が、その後「共同漁業権への依存度に関する研究」と「漁業地代に関する研究」との二つの課題に分かれた際、前者を専ら担うことになり、瀬戸内海と北海道沿岸の二ヶ所をその対象とすることにしたと記している。また、当時伊豆川は東京水産大学に教員として籍を置いていたが、水産学部の研究員が充実していなかったため、委嘱された研究を進めるために、渋沢敬三と相談の上で日本常民文化研究所の研究員の応援を得たとある。

伊豆川浅吉は、山口和雄「伊豆川浅吉さんとその業績」(『漁業経済研究』一七巻二号、一九六九年三月、東京大学出版会)によれば、昭和一〇(一九三五)年に法政大学を卒業後、農業経済学者の小野武夫の紹介で、渋沢敬三の主催するアチックミュージ엄に入所したとある。当時、渋沢敬三は私的にアチックミュージ엄を主催し、その中に水産史研究室を設けて、伊豆川をはじめ楫西光速・櫻田勝徳・竹内利美・藤木喜久磨・祝宮静・宮本常一らとともに水産史研究を推し進めていた。その後、伊豆川は捕鯨史研究を手がけ、『土佐捕鯨史』(一九四三年、日本常民文化研究所)を著した。

上記の目次に名前が挙がっている調査担当者のうち、秋田俊一、二野瓶徳夫、河岡武春、網野善彦の名は、水産庁が財団法人日本常民文化研究所に委託して、昭和二四(一九四九)年より進めていた「漁業制度資料調査保存事業」に参加した所員であったのは、そのような事情によるものである。

伊豆川は「序」の中で、「水産庁の小沼、三善両氏の了解も得」て、調査の分担、調査の目的、方法を打ち合わせた上で、昭和二九年の夏より三十年末にかけてそれぞれ現地調査を行い、提出された報告書を

調査員の了解を得て伊豆川が編集し作成したとある。「小沼、三善両氏」は水産庁で、主に漁業制度改革に携わった若手の官僚であった。また、伊豆川は提出された報告書を再編集した理由として、それぞれの報告書が「民俗学的なものあり、理論的なものあり、又精粗、長短も色々」であったため、一冊の報告書としての体裁を整える必要があったからだと述べているが、恐らく河岡、網野の二人が作成した報告書は、いくらか「民俗学的」な記述が多い例であったように思う。これは河岡が広島文理科大学（現在の広島大学）を卒業後、先の「漁業制度資料調査保存事業」の瀬戸内海編として、同時進行的に進められていた「瀬戸内海漁業制度資料調査保存事業」を主導していた民俗学者の宮本常一とともに、瀬戸内海の漁村調査を行い、その調査方法に大きな影響を受けていたことが関係しているよう。そして、二神島が伊豆川の「共同漁業権への依存度に関する研究」の調査対象となったことも、田上が前述の文章で記しているように、すでに昭和二六（一九五二）年十二月に二神島を訪れていた宮本から、河岡が二神島の概況を聞いていたからではないかとの推測を網野善彦が記している。確かに、河岡・網野の報告書の中に折込の表として付されている「組合員年中行事調査」等は、民俗学的な観点からの詳細な調査報告である。

ところで、「共同漁業権」は、戦後の漁業法（昭和二四年施行）によって定置漁業権、区画漁業権とともに設定された漁業権の一種であり、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のみが担うことができた。戦前に施行されていた旧漁業法（明治漁業法）では、旧村落が保持していた地元漁民の地先水面への権利を、専用漁業権として認可したが、戦後の漁業法の改正にもない、それらはほぼ共同漁業権として引き継がれていた。

伊豆川が委託された「共同漁業権への依存度に関する研究」は、漁業法の改正以後、免許漁業としての従来の専用漁業権と、許可漁業としての沖合および遠洋漁業等の権利との対比を考える上で、その前提条件となる実態調査を担ったものであろう。二神島の漁業に関して、明治三六年（一九〇三）に漁業組合が結成され、以来鱸や玉筋魚の漁が組合に与えられた専用漁業権によって進められたが、五人の網持の網を用いて操業されていた。しかし、昭和五年（一九三〇）に、それらの網を組合が買い入れて、組合の自営がはじまる。昭和八年（一九三三）には巾着網も導入され、組合の中に自営部が出来、組合の経営から独立した会計になる。巾着網は許可漁業なので、河岡・網野の報告では、この一連の動きを「古い村の網組からの脱皮」として高い評価を与える一方、共同漁業権としての船曳網も、相互補完的に利用されており、二神島の漁業の特質として指摘している点が興味深い。このような実態調査に関しては、やはり渋沢敬三が実践してきた調査手法が有効であったことが、この論集からも読み取ることができよう。

なお、再録に際しては、以下のような記述方法を取った。

- (1) 略字、旧字は常用漢字に改めた。
- (2) 表は横に組みかえ、罫線の追加等、読みやすく整理した。また、本文中に示された箇所表を配置することが困難だったため、表は文末にまとめて掲載した。
- (3) 本書再録にあたって新たに設けた注については、文中に〈*〉で示した。
- (4) 表の合計数値、および本文中に示された数値に齟齬がある場合、とくに注記せず、原文のままとした。表中の項目の重複も原文のままとした。
- (5) 表番号が重複していたため、表10以下は表タイトル部分および本文中の表番号をひとつずつらしている。